

【写】

富最賃審第 10 号
令和 5 年 10 月 16 日

富山労働局長
吉岡 勝利 殿

富山地方最低賃金審議会
会長 長尾 治明

富山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定について（答申）

令和 5 年 8 月 23 日付け富労発基 0823 第 3 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別 紙

富山県百貨店，総合スーパー最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

富山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店，総合スーパー、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店，総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）１８歳未満又は６５歳以上の者

（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

１時間 ９５５円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別 添

百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会
調査審議経過

年月日	回	審議事項	主な審議内容等
令和5年 9月26日 (火)	第 1 回	1 部会長及び同代理 の選出について	部会長に高倉委員、同代理に両角委員を選出した。
		2 専門部会運営規程 について	原案どおり決定された。
		3 審議運営事項につ いて	事務局から要点の説明がなされた。
		4 審議日程について	原案どおり決定された。
		5 労働経済等関係指 標について	事務局から資料に基づき説明がなされた。
		6 最低賃金基礎調査 結果について	事務局から資料に基づき説明がなされた。
		7 最低賃金に関する 労使協定締結状況に ついて	事務局から資料に基づき説明がなされた。
		8 参考人意見表明に ついて	事務局から、労使各側とも意見書の提出はなく、公 示に係る意見書の提出もなかった旨報告がなされた。 その上で、引き続き審議を行うことで合意した。
		9 労使の基本的主張	労働者側は、令和5年度の地賃の引上げ率4.40%をふ まえ本件特賃も現行の915円より4.40%引上げ、さら に、令和4年度の地賃と本件特賃の差額7円を加味し、 時間額962円、引上げ額47円への改定を求めると主張 した。 一方、使用者側は、百貨店・総合スーパーの売上は改 善状況であるも人件費の増大、エネルギーの価格高騰等 の影響により財務状況は改善したとは認められないが、 特賃は地賃より1円でも上回る金額で改定する必要が

		10 金額等審議	<p>あることや影響率等をふまえ、時間額 950 円、引上げ額 35 円での改定を主張した。</p> <p>公益委員を中心に労使双方から意見を聴取し調整に努めたが、意見の隔たりが埋まらなかったため、次回改めて審議を行うこととなった。</p>
令和 5 年 10 月 3 日 (火)	第 2 回	1 金額等審議	<p>前回に引き続き、公益委員を中心に労使双方から意見を聴取し調整に努めたが、意見の隔たりが埋まらなかったため、次回改めて審議を行うこととなった。</p>
令和 5 年 10 月 16 日 (月)	第 3 回	<p>1 金額等審議</p> <p>2 専門部会報告の取りまとめ</p>	<p>公益委員を中心に労使双方から意見を聴取し調整に努めたところ意見の一致を見たので、公益委員案を提示した上で採決し、全会一致で公益委員案どおり議決した。</p> <p>富山地方最低賃金審議会に報告するため、専門部会報告を取りまとめた。</p>